

始良市シティセールス動画制作業務に係る
公募型プロポーザル 質問と回答(案)

※質問内容については、受付順

No. 1

項 目	見積限度額について
質 問	年度にまたがり限度額が決まり予算が分けられていますが、これは精算時期が2回に分けられ支払われるということでしょうか。
回 答	お見込みのとおりです。 令和 6 年度については、年度内で完了した業務内容や実績を実績報告書などの必用書類や目的物で確認し支払います。詳細な支払時期や手続きについては、契約締結後に協議の上お知らせします。

No. 2

項 目	納品日程について
質 問	締切りや納品日程は決まっていますでしょうか。
回 答	令和 7 年 12 月 26 日(金)が期限となります。

No. 3

項 目	制作後について
質 問	制作後のPRは業務に含まれているのでしょうか。制作のみの事業でしょうか。
回 答	制作のみです。

No. 4

項 目	PRエリアについて
質 問	言語の変換も事業内容に含まれている為、海外PRも視野に入れた作り方なのかなと考えておりますが、移住定住＝海外PRと結びつけるのが難しく、どのくらいのPRエリアで考えられているのかをお伺いできたらと思います。PRエリアによって作り方が多少変わるので、明確にあれば教えてもらえたら幸いです。
回 答	PRエリアは日本国内を想定しています。

No. 5

項 目	様式第2号 備考1について
質 問	「本業務仕様書の業務内容の種類及び規模をほぼ同じくする業務を元請として契約した類似業務の履行実績を記入すること。」とあるが、委託にて制作したものなど元請以外の制作物は実績として提出してはいけないということか。
回 答	お見込みのとおりです。

No. 6

項 目	様式第2号 備考1について
質 問	「本業務仕様書の業務内容の種類及び規模をほぼ同じくする業務を元請として契約した類似業務の履行実績を記入すること。」とあるが、業務内容の規模が類似していないものを実績として提出できるか。 また、業務で請け負っていない自主制作等の映像を実績として提出することは可能か。その場合は、契約金額及び業務内容等が分かる書類の提出は必要ないのか。
回 答	類似していないものは実績として提出できません。

No. 7

項 目	実施要領について(4-(3) 提出書類)
質 問	今年度開業したため、財務諸表及び納税証明書がないが、白紙で提出すべきか。
回 答	財務諸表等及びこれに類するものが無い場合は、その理由を書いてご提出ください。

No. 8

項 目	実施要領について(12 日程)
質 問	契約期間が1年となっているが、これは1年間を通して撮影をするべきということか。それとも、契約期間中の任意の日程で制作を行えばいいのか。
回 答	四季折々の景観や活動を撮影するため1年間を通しての撮影を想定しています。

No. 9

項 目	実施要領について(4-(3) 提出書類)
質 問	個人事業主でプロポーザルに参加することは可能か。
回 答	法人格を有することが要件となっております。個人事業主の方の参加は出来ません。

No. 10

項 目	実施要領について(4-(3) 提出書類)
質 問	個人事業主であるため、会社概要がない。この場合、事業概要を提出すべきか。また、法人ではないので、定款を定めていない。この場合、提出する必要はないのか。加えて、法人ではないため、登記簿謄本を取ることができないが、これは開業届出の控えて代用することが可能か。
回 答	法人格を有することが要件となっております。個人事業主の方の参加は出来ません。